第 1 部

IMF・GATT 体制と円・ドル為替問題 滝田賢治

はじめに

- 1. 国際自由経済体制の構築に向けて
- 2. 冷戦初期の国際環境とアメリカ対日占領政策の変容
- 3. アメリカ占領期の円・ドル為替レート問題 おわりに――単一為替レートと IMF・GATT 体制の中の日本経済

はじめに

アメリカのルーズヴェルト政権は、第1次世界大戦の終結に際して当 時のウィルソン政権が準備不足のため戦後処理に失敗したと認識し、第 2次世界大戦中から戦後計画を構想していた。アメリカが国際連盟に加 盟しなかったことが連盟の機能不全化を引き起こし、大戦を誘発した1 つの要因であると認識していたため、コーデル・ハル国務長官とサム ナー・ウェルズ国務次官を中心に、集団的安全保障機関としての国際連 合を設立するために大戦中から内外との交渉を進めさせた。大戦誘発の もう1つの要因は2つの経済問題であると認識していた。第1に世界経 済システム全体に関わる原因論として、ブロック経済化が通貨・貿易戦 争を生みだし、それが大戦に発展したという認識であった。ポンド、ド ル、円、マルクなどの主要通貨が一定地域を支配しつつ通貨管理を強化 し、通貨安を誘導したり特恵関税を採用しながら、他地域に対しては保 護貿易政策を採用したことが大戦発生の根本原因であると考えたのであ る。この認識から、まず国際的な決済通貨を創出して世界経済をシステ ムとして統合しつつ経常赤字の国家(中央政府)に融資し、同時に保護 貿易を抑制して国際自由貿易を活性化する組織を設立する必要性を痛感 していた。第2に個別的な原因論としてドイツに対する過酷な賠償要求

がナチス・ドイツの台頭を許したという認識であり¹⁾、戦争終結後における賠償は金銭賠償方式から実物賠償方式――経常生産物賠償・設備賠償(デモンタージュ)・在外資産の処分――への転換を図るべきであるとの認識が連合国内、とりわけ米英で高まっていった。この実物賠償は日本にも適用されることになる。

大戦発生の原因論に立脚して戦後世界経済を安定化させるメカニズムを構築しようとしたトルーマン政権の政策——IMF・GATT 体制の構築とマーシャル援助の実施——も大きな要因となって、1950 年代後半アメリカはソ連との対立を激化させていった。本稿は、この米ソ対立が激化する中で、まずアメリカが対日占領政策を急展開させた過程を再確認し、次にこの過程でアメリカ(ワシントン・SCAP)が1ドル=360円という単一為替レートを決定した背景を、参考文献に列挙した先行研究を利用しつつ考察し、最後にアメリカ主導の戦後自由経済体制の下で日本が展開した東アジアへの対応を検討するものである。

1. 国際自由経済体制の構築に向けて

第1の世界経済システム全体に関わる国際決済通貨を創出しようという努力はブレトンウッズ体制設立に結実することになり、自由貿易を促進させようとするアメリカの強い意志はGATT体制を成立させることになった。金1オンス=35米ドルで規定された米ドルが実質的には国

主要国間の賠償・戦債の支払い及び受け取り(1924年7月1日~1931年6月30日)(100万ドル、時価)

	受 取 り		支払い		ネット・ポジション	
	ドイツから	全ての主要	アメリカへ	イギリスへ	合計	(受取り+、
		債務国から				支払-)
イギリス	564.9	881.3	1,122.1		1,122.1	-240.8
フランス	1,426.0	1,426.0	220.8	197.1	417.9	+1,008.1
イタリア	203.2	203.2	33.0	107.1	140.1	+63.1
ベルギー	182.2	182.2	39.8	12.2	52.0	+130.2

⁽原典) Clough, S.B., The Economic Development of Western Civilization, McGrew-Hill, 1959, p.416 (出所) 宮崎犀一・奥村茂次・森田桐郎編『近代国際経済要覧』東京大学出版会、1981 年、128 頁

¹⁾ 英仏などの西欧同盟諸国は、アメリカからの巨額の戦時債務を返済するために、下の表に見るように敗戦国ドイツから巨額の賠償金(金銭賠償)を取り立てる必要があったからである。

際決済通貨として戦後自由経済体制の柱となるべき国際通貨基金(IMF) と国際復興開発銀行(IBRD、以下、世界銀行と略す)を根底から支え ることになった。ブレトンウッズ協定(1944年7月22日調印)では金 1オンス = 35米ドルで兌換することは明示されていなかったが、参加 した44ヵ国の代表はそのように認識していた。IMF協定第4条第1項 は「加盟国の通貨の平価は、共通の尺度たる金または1944年7月1日 現在の量目及び純分を有する米ドルにより表示する」と規定しており、 金1オンス=35米ドルで交換するというストレートな表現は慎重に避 けているが、実質的にはこれを認めていた²⁾。それは世界恐慌が深化し ていた1934年1月末、アメリカ政府が平価切下げに際して金準備法(Gold Reserve Act of 1934) を公布し、国内の新産金や民間保有の金を全て 国有化し、対外的には金1オンス = 35米ドルで金の売買に応じていた からである。1931年にイギリスが金本位制を離脱して以来金との兌換 性を喪失し国際為替は動揺を繰り返していたため、33年6月12日から ロンドン世界経済会議が開催され、仏伊などの金ブロック諸国は各国が 金本位制維持で協力するよう提案したが、ルーズヴェルト大統領が拒否 したため失敗に終わった。この失敗は、イギリス中心のスターリング・ ブロック、アメリカが主導するドル・ブロック、フランスが率いた金ブ ロックというブロック経済の形成を促進する結果となった。金ブロック の中心国フランスが最終的に1936年9月26日金本位制の停止に追い込 まれると、10月12日米英仏3ヵ国は金協定を締結して金と金為替によ り為替安定化を目指したが、第2次世界大戦の勃発により英仏など西欧 諸国の通貨は弱体化した 3)。

²⁾ Article IV .Par Values of Currencies, Section 1. Expression of Par Values,(a)The par value of the currency of each member shall be expressed in terms of gold as a common denominator or in terms of the United States dollar of the weight and fineness in effect on July 1. 1944, Articles of Agreement of the International Monetary Fund, July 22,1944. Yale Law School, Lillian Goldman Law Library, http://Avalon.law.yale.edu/20th century/decad047.asp

³⁾ 水田博・牧野純夫「IV国際面での再編成」『岩波現代講座5:資本主義の再編成』岩波書店、1963年、276~282頁。鯖田豊之『金(ゴールド)が語る20世紀』中公新書、1999年、229 - 235頁。

年度	1937	1948	1950	1952	1954	1956	1958
アメリカ	12,790	24,399	22,820	23,252	21,793	22,058	20,582
世界全体 での割合	50%	74%	67%	59%	62%	61%	54%
イギリス	4,141	1,611	2,862	1,483	2,530	1,773	2,807
フランス	2,749	548	662	582	708	924	750
世界全体	25,425	33,065	33,755	33,900	34,950	36,055	38,030

(表 1) 欧米諸国の金保有(単位 100 万米ドル、1 オンス = 35 米ドル)

(筆者:注) アメリカが世界全体に占める割合は小数点以下、四捨五入してある (出所) 宮崎犀一・奥村茂次・森田桐郎編『近代国際経済要覧』東京大学出版会、 1981年、156頁より作成。原典は IMF, International Financial Statistics, 各年度版

これに対し、米ドルは金への交換が確実であったことと、西欧諸国の通貨が交換性を失っていたこと、第2次大戦期に世界の軍需工場として高い生産性を実現していたこと、などによりドルは世界最強の通貨として実質的に国際通貨となっていたからである(表1)。アメリカは戦後直後の1948年には世界の公的金保有の約3分の2を保有し、漸次割合を低下させていくものの、1950年代を通じ世界の約半分の金を保有していたのである。少なくとも大戦終結期から戦後初期にかけては、こうした米ドルの圧倒的優位がアメリカ主導のブレトンウッズ体制構築の背景にあったことは言うまでもない。

世界経済を機能させる「血液」としての米ドルを世界全体に循環させるシステムとしてのブレトンウッズ体制は、協定が各国で批准され大戦終結期前後に徐々に整備され 1945 年 12 月 7 日には発効した。アメリカが主導して世界経済全体に循環させうる基軸通貨を創出しても、各国が関税障壁を固守していれば自由な財やサーヴィスの移動はスムースには行われないため、関税障壁を徐々に低下させるための枠組みも不可欠であると認識されていた。いわば、ブレントンウッズ体制と自由貿易を促進するはずの国際貿易機関(ITO)は車の両輪として位置づけられていたのである 4 。1945 年 4 月 に設立された 国連の経済社会理事会(ECOSOC)に、ITO 設立案が提出され翌 46 年に検討が開始されたが

⁴⁾ パニッチ (Leo Panitch) とギンディン (Sam Gindin) は、「国際経済組織の新しい三者連合の中で ITO は、IMF と世界銀行を complement (補足する・良さを引き立てる) するものと想定されていた」という表現を使っているが、それは不適切であり両者は対等な車の両輪と理解すべきである (The Making of Global Capitalism: Political Economy of American Empire, Verso, 2012, p.93)。

実現までには時間が掛かることが予想された。そのため貿易自由化を急ぐアメリカ大手資本の要請を受けたトルーマン政権は、自由化を望む22ヵ国と暫定的措置として「関税と貿易に関する一般協定(GATT=General Agreement of Tariffs and Trade)」を起草した。これは47年に調印され翌48年に発効し、同年に完成したITO憲章(国際貿易機関を設立するハバナ憲章)に統合される見通しであった。しかしITOの唱道者であったJ.M.ケインズが46年に他界したばかりか、この推進者であったC.ハル国務長官が病気で辞任したため「世界を直そう」という熱気が消え、アメリカでは孤立主義的メンタリティが強まっていった。その結果、アメリカ議会はITO憲章を採択するに至らず、暫定的とされたGATTが憲章とともに組織として存続する結果となった(調印47年10月30日、発効48年1月1日)。

米ソ間で冷戦状況が明確になった1948年段階では、アメリカが主導 するブレトンウッズ体制と GATT 体制が稼働し始めていた。しかしア メリカ議会内外では、伝統的にアメリカの国益を国際機関に委ねること への抵抗感が強く存在しており、特にブレトンウッズ協定には強いアレ ルギーがあった。「ウォール・ストリートは IMF を資本の自由なフロー を規制する装置と見ているが、それは全くの誤りであり」「新しいタイ プの国際協力の象徴であるばかりでなく、アメリカにとって格好のビジ ネス・チャンスである | と財務省は説得を続けた 5)。アメリカでは「大 企業や大銀行が反対した。・・・・アメリカ銀行協会会長やニューヨー ク連銀副総裁が協定の欠陥を指摘していた|「議会では彼らを代表する 共和党保守派のタフト上院議員らが『アメリカの労働者と経営者が稼い だ大切なドルを、なぜそんな基金につぎ込まなければならないのか』『復 興銀行に大量のドルを出資しながら、我が国は何の報酬も得られない』 と反対した」⁶。こうした議会内外の強い反対論を背景に、トルーマン政 権はブレトンウッズ協定を批准するに当たって、IMF と世界銀行を「監 視する|組織を設置せざるを得ない情勢となった。財務省がアメリカ銀

⁵⁾ Leo Panitch and Sam Gindin, *The Making of Global Capitalism: Political Economy of American Empire*, Verso, 2012, p. 79.

⁶⁾ Panitch and Ginden, ibid. NHK 取材班『日本の条件2:マネー①変動相場制の時代』日本放送出版協会、1981年、131~132頁。

行協会やウォール・ストリートの有力銀行と「監視組織」を設置することで合意して初めてブレトンウッズ協定承認法は、議会下院において345対18で通過したのである。その結果、設置されたのが「国際通貨・金融に関する国家諮問委員会(NAC=National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems)」であった⁷⁾。

議会内外には国際機関に大量のドルを注入することには強い反対論が存在していたため、第79アメリカ議会はブレトンウッズ協定を承認するためのブレトンウッズ協定承認法(公法171号)⁸⁰にNACを設置することを条件とする条項を盛り込んだ。同法は全14条から成り、その第4条にNACの設置と構成、権限を規定しており、1945年7月31日にトルーマン大統領が署名し成立した。NACは財務長官(委員長)、国務長官、商務長官、連邦準備制度理事会(FRB)議長、ワシントン輸出入銀行総裁の5人で構成され、IMFと世界銀行のアメリカ代表およびアメリカ政府の全ての機関の代表も対外ローン問題や対外為替問題の政策決定にあたり調整を行うことが任務とされるようになった⁹⁰。

NAC は当初は IMF と世界銀行の政策と行動を、アメリカの国益維持の観点から監視するために省庁間で政策調整する目的で設立されたが、設立以降、現代アメリカの対外経済援助政策の源流ともいうべきマー

⁷⁾ Panitch and Gindin. Ibid.

⁸⁾ The Bretton Woods Agreements Act, Public Law 171, 79th Congress.(http://www.nixonlibrary.gov/forresearchers/find/textual/central/subject/FG161.php)

Report of the National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems, Message from the President of the United States, 79th Congress, 2nd Session, House of Representatives (Document No.497) の中のヴィンソン財務長官 からトルーマン大統領への報告 (1946年3月4日)。Digitized for Fraser、 http://fraser.stlouisfed.org/ Federal Reserve Bank of St.Louis。また Foreign Assets and Liabilities of the United States and Its Balance of International Transaction: A Report to the Senate Committee on Finance by the National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems December 18,1947, 80th Congress, 1st Session (United States Printing Office, Washington DC,1948) は、NAC が総力を挙 げて戦前から戦後直後期までのアメリカの対外経済関係をまとめた文書であ り、この文書がその後の政策の基礎データとなったとみていいであろう。 なお、NAC は 1965 年の再編計画により廃止され、その機能は大統領に移管さ れたが、その直後の1965年7月28日の大統領行政命令 (Executive Order) 11238 号により暫定的な委員会が設置された。それも束の間、翌66年2月14 日大統領行政命令により「国際通貨・金融政策に関する国家諮問委員会(National Advisory Council on International Monetary and Financial Policies)」として復活し た。

シャル・プランをはじめアメリカ政府が行う対外ローン、外国為替や金融取引を含む対外経済政策すべての決定にも関与する極めて重要な組織となっていった。マーシャル・プランの根拠法である 1948 年対外援助法第 1 編でも、政府がその執行に当たっては NAC と協議することが規定されている 101 。1965 年に廃止されるまで冷戦期アメリカの対外経済政策を左右する影響力の強い組織であり、1949 年の円ドル為替問題にも関与することになった。

NAC の構成メンバー (1946年3月4日現在)

財務長官(委員長): フレッド・M・ヴィンソン (代理): 財務次官補ハリー・D・ホワイト 国務長官: ジェームズ・F・バーンズ (代理) 国務次官補ウィリアム・L・クレイトン 商務長官: ヘンリー・A・ウォーレス (代理) 商務次官補アーサー・ポール 連邦準備制度理事会 (FRB) 議長: マリナー・S・エククレス (代理)FRB 議長代理J. バーク・ナップ ワシントン輸出入銀行総裁: ウィリアム・M・マーチン (代理)ハーバート・ガストン NAC 事務局長: フランク・コー (財務省金融研究所所長)

2. 冷戦初期の国際環境とアメリカ対日占領政策の変容

第2次大戦中の天皇制廃止と直接統治という連合国の対日厳罰方針は、戦争終結時には天皇制存置と間接統治というより現実的な占領政策に転換していたが、日本の民主化、非軍事化、農地改革、財閥解体というニューディール左派的政策は堅持されていた。しかしまずヨーロッパ情勢、次に東アジア情勢をめぐり米ソ関係が緊張を孕むようになると、このニューディール左派的対日占領政策は急展開を見せ始めた。この急展開を「逆コース(の始まり)」と表現する論者もいることは周知の通りである。ヨーロッパでは、英仏など西欧諸国の経済的困窮が深刻化しギリシャ・トルコでは共産党勢力が拡大して危機的情勢が発生していた。東アジア情勢では、南北朝鮮でそれぞれ米ソを後ろ盾とする政権が樹立され(1948年夏)相互対立が深まりつつあった中、中華人民共和国が成

^{10) 1948} 年対外援助法第1編第106節及び第111節。島田巽「資料4;1948年 対外援助法 全文」『マーシャル・プラン:米国の対外援助政策』朝日新聞、 1949年。

立し(1949年10月)、翌50年6月には朝鮮戦争が勃発していた。

ヨーロッパ情勢に対するトルーマン政権の対応は、トルーマン・ドク トリン(発表:1947年:3月12日)とこれに基づくマーシャル・プラ ン(発表:6月5日)¹¹⁾として具体化したことは今更指摘するまでもない。 しかしトルーマン政権が採ったこの2つの対応はソ連の激しい反発を引 き起こした。当初、マーシャル・プランに参加する意向も示していたソ 連は、6月末の英仏ソ3国外相会議(パリ)でその実態が明らかになる と不参加の決定を下し、参加の意向を示していたチェコスロヴァキア、 ハンガリー、ポーランド3ヵ国にも圧力をかけ参加を取りやめさせた。 ソ連が不参加の決定を下した背景については諸説あるが、アメリカが経 済援助を梃子にヨーロッパへの影響力を拡大することへの懸念、経済成 長の潜在力の高いポーランドやチェコスロヴァキアが西欧諸国との関係 を強化することによるソ連経済への打撃などが指摘されてきた。さらに 1947年9月にはコミンフォルム設立の中心人物アンドレイ・ジダーノ フがコミンフォルム第1回総会で、「帝国主義・反民主主義陣営と反帝 国主義的・民主主義的陣営 | に世界は分裂しつつあるとの認識を示しつ つアメリカを痛烈に批判したが、この発想はトルーマン・ドクトリンの 裏返しであった。米ソ冷戦状況が先鋭化する中で、1948年ソ連がベル リン封鎖してベルリン危機が発生し第3次世界大戦の可能性も危惧され る事態となった。

米ソの冷戦遂行制度・装置

(1947年3月12日トルーマン・ドクトリン)

(1947 年 6 月 5 日マーシャル・プラン発表→ 48 年 4 月 3 日実施) 1947 年 10 月 コミンフォルム設立 (~56 年) 1947 年 7 月 26 日国家安全保障法発効(NSC、国防総省、JCS, CIA 設置) → 9/17 施行→ 9/18NSC 稼働

|1948年6月24日~49年5月12日ベルリン危機|

1949年4月NATO設立 1949年11月ココム設立 1949年1月 コメコン設立 1949年8月29日ソ連、原爆初実験 (←トルーマン、9月23日発表)

^{11) 1948} 年 4 月 2 日に 1948 年対外援助法が成立し、その第 1 編を根拠として 4 月 3 日以降、マーシャル援助が開始され、1952 年 6 月に終了した(1951 年 12 月という説もある)。この 3 年半~4 年間に西欧諸国に 120 億ドルから 130 億ドルを援助したが、マーシャル援助の 80% は商品援助であった。

1950年6月25日~53年7月27日朝鮮戦争

1955年5月 ワルシャワ条約機構設立

一方、東南アジアと北東アジアからなる東アジアでは戦前の(半)植民地体制から脱却する新たな秩序形成の動きが活発化していった。東北アジアではまず朝鮮半島で米ソそれぞれを後ろ盾にして、大韓民国(47年8月15日)と朝鮮民主主義人民共和国(9月9日)が成立し、さらに3年以上にわたる国共内戦に打ち勝ち中国共産党が中華人民共和国を樹立し、すでにヨーロッパで発生していた米ソ間の冷戦状況が東北アジアへも拡大してきたのである。

以上のような国際環境の変化の中でトルーマン政権は占領政策を進めなければならなかったが、一方で賠償問題に対応しつつ、他方で日本社会の安定化の前提として経済的安定を実現しなければ占領政策は成功しないことは明らかであり、両者の間で微妙なバランスを取ることを余儀なくされたのである。

既述したように一方で、第1次大戦処理の苦い体験から連合国は金銭賠償方式から実物賠償方式に転換していたが、他方で、「ポツダム宣言」、「降伏後における米国の初期対日方針」など連合国やアメリカが発した様々な宣言・文書では日本が連合国に与えた損害への公平な賠償、及び日本の潜在的戦争遂行能力の破壊を繰り返し強調していた。具体的には、①軍需生産に結びつく工場や機械などの撤去または破壊、②日本の平和経済を最低限維持する以外の要素の撤去、を要求しつつも、③連合軍の占領費用や連合国が決定した日本人の生存に必要な輸入品を購入するための物資は除く、というものであった。そのため占領当初はニューディール左派的な対日厳罰方針が打ち出された。トルーマン大統領により1945年11月に派遣されたポーレー対日賠償調査団(団長:Edwin W. Pauley:連合国賠償委員会アメリカ代表)120もこの方針に沿って日本の

¹²⁾ ポーレーは多くの企業経営に関わったビジネスマン出身で、1941年には F.D. ルーズヴェルト大統領により英ソへのレンド・リース援助計画の石炭部門 の責任者に任命され民主党との関係を深め、1944年の民主党全国大会委員長としてルーズヴェルトが4度目の当選を実現する上で功績をあげた。戦後 1945~47年には、連合国賠償委員会アメリカ代表を務め、ドイツと日本の賠償 問題に関わった。

産業施設を撤去して、これを東アジア諸国に再配分することによりこの地域全体としてバランスのとれた経済成長を達成することができると主張した¹³⁾。この対日厳罰方針をトルーマン政権内の極東委員会専門家と東京の SCAP/GHQ が批判したが、極東委員会はポーレー報告に基づき SCAP/GHQ に民間工場など 845 カ所を賠償対象として指定させ、引渡しを開始させた。1946 年 1~3 月陸軍省と国務省が派遣したエドワーズ財閥調査団(団長:Corwin Edwards ノースウェスタン大学教授)は、帰国後 3 月に両省に報告書を提出した。SWNCC は 7 月からこの報告書を検討し、1947 年 4 月 29 日に SWNCC302-2 文書「日本の過度な経済力集中に関する米国の政策について」を発表して財閥解体方針を明確に打ち出し、5 月 12 日に極東委員会に提出した。理由は不明であるが、この文書は 1975 年 7 月まで機密文書とされていた。「ポーレー報告」とこの SWNCC 文書は、戦争終結期に連合国とトルーマン政権が様々な宣言や文書で打ち出していた対日厳罰方針を具体化した、いわばアメリカが中心になって進めた対日占領政策初期の政策指針といえよう。

しかし1947年から48年にかけて米ソ関係が緊張の度を高める中で、 北東アジアでも新たな国際秩序形成の動きが活発となり、かつ日本の経 済状況の悪化がGHQからワシントンに伝えられるにおよび対日厳罰方 針はトルーマン政権内部で軋轢を生みつつも結果的には徐々に修正され ていった。ポーレー賠償調査団の報告への批判が噴出する中、陸軍省は 賠償問題を再検討するために1947年1月28日第1次ストライク査団(対 日賠償特別調査団)(団長:Clifford S. Strike、McGraw Engineering の 会長で大統領顧問)を派遣した。こうした変化への異議申し立てと思わ れるが、ポーレーは2月初旬、トルーマン大統領に辞表を提出し受理さ れた。その直後、SCAPに提出された「第1次ストライク報告書」は、ポー

¹³⁾ The Department of State(U.S.), The Far Eastern Commission, Government Printing Office, 1953, p.125. 及び大蔵省財政史室編『昭和財政史』東洋経済新報社、昭和 59 年(1984 年)、209~214 頁。ボーレー調査団は 12 月 7 日に「中間賠償計画案」を作成し、翌 46 年 3 月に極東委員会に付託し、6 月 27 日にトルーマン大統領に「対日賠償案」を提出し 11 月に「ポーレー総括報告書」を公表した。ナチス・ドイツ降伏直前からドイツ賠償問題を担当していたエドウィン・W・ポーレーは、トルーマンにより日本賠償問題も担当するよう要請されたが、この際、彼の基本的スタンスは対独賠償 3 原則が日本にも適用されるべきであるというものであった。

レー案に基づく対日賠償計画を見直し、日本の経済力を向上させる方向を打ち出した。これ以降、トルーマン政権の対日占領政策は、「第2次ストライク報告」(全文公開 1948 年 3 月)に象徴されるように日本の経済復興を優先する方向に転換していった。同報告は、日本の経済発展に伴う再軍国主義化を懸念しつつも、現在の経済的困窮状態を放置しておくよりも工業国として再興させた方が東アジアの平和と繁栄にとって危険性が低いと判断し、賠償規模を大幅に縮小することを主張していた¹⁴⁾。生産物賠償も含め実物賠償を日本に行わせることにより、「日本の工業力を抑制することこそが東アジア諸国が経済成長する鍵であり、日本の富を東アジア諸国へ再配分することがこれら諸国の経済レヴェルを向上させるものである」¹⁵⁾というポーレーの立場とは正反対の判断であった。

ヨーロッパばかりでなく北東アジアでも冷戦状況が進行する中で、このような日本経済復興を重視する声がトルーマン政権内部でも強まっていった。その動きを纏めれば以下の通りである。

1947 年 5 月 8 日 アチソン国務次官「クリーブランド演説」で「日本をアジアの工場にすべき」と強調 7 月 22 日 陸軍省、「日本の経済問題に関してはアメリカ単独で対応すべき」との主張を SWNCC に提出→SWNCC-380 文書

7月22日 国務省、「日本経済の復興を重視すべき」と主張→SWNCC-381 文書 1948年1月6日 ロイヤル陸軍長官演説「日本の非軍事化とともに経済的自立を」と主張 1月21日 極東委員会アメリカ代表マッコイ、「日本の経済的自立を」と強調

国際情勢を反映してトルーマン政権内部で対日占領政策を巡り路線対立が顕在化したものの、日本の経済復興を重視する勢力が次第に優勢になりつつあった1947年1月の第1次ストライク調査団の来日頃から、48年3月の第2次ストライク調査団報告書が発表される頃までは、

¹⁴⁾ 大蔵省財政史室編『昭和財政史-終戦から講和まで-第3巻(アメリカの占領政策)』東洋経済新報社、昭和51年(1976年)、359頁。第2次ストライク調査団は陸軍省が民間に委託する形をとり1947年8月10日から約半年間派遣し、調査団は翌48年2月26日に陸軍省に「米国に対する日本の産業賠償調査報告書」を提出し、3月9日に報告書全文を発表した。

¹⁵⁾ The Department of State (U.S.) ibid.

NAC や新設の NSC などを中心にトルーマン政権内部で占領政策の基本原則を巡り激しい論争が展開された時期といえる。北東アジアさらには東南アジアへ共産主義が波及するのを警戒し、日本を米ソ冷戦の「東アジア戦線」の橋頭保に育成していこうという勢力と、米ソ冷戦の拡大よりも日本軍国主義の復活を警戒し、植民地から独立した東アジア諸国に経済力を付けさせ、この地域により安定した国際秩序を形成させようとする勢力が拮抗しつつ、次第に前者が優勢になった時期という見方も可能であろう。

1948年4月初旬以降、マーシャル援助が開始されたことも米ソ間の緊張を煽り立てる結果になったが、それはまたソ連が断行した東ベルリンの通貨改革を失敗させる原因となった。ソ連の一方的な通貨改革に対して米英仏も西ベルリンで通貨改革を行ったが、マーシャル援助に裏付けられた西ベルリンのマルクBに対する信認度が高く、東ベルリンの通貨改革は失敗に終わった。その結果、ソ連は西ベルリンとの交通を遮断し、第1次ベルリン危機(48年6月24日~49年5月12日)が発生したのである。第3次世界大戦の発生すら危惧させる事態の中で、アメリカはヨーロッパでマーシャル援助を本格化させるとともに、東アジアでは日本の経済復興を加速化させていった。

対日賠償の軽減からさらに進んで日本経済復興を優先する方向に舵を切った。ドレーバー・ジョンストン経済調査団(以下、ドレーパー調査団と省略する)の来日と報告書の発表から、1951年9月の対日講和までが、アメリカ対日占領政策が明確に転換していく時期とえるであろう。この時期には、ガリオア・エロア援助が実施され対日経済援助が活発に行われており¹⁶、NSC13-2文書「米国の対日政策に関する勧告」やドッジ・

¹⁶⁾ 第2次大戦後、アメリカが占領統治していた国・地域における飢餓や疫病の拡大を阻止して占領行政を円滑に進めたり、産業復興を促進するために1947~51年にかけ陸軍省の軍事予算から支出して行った援助であり、その資金をガリオア・エロア資金と呼ぶ。

①ガリオア資金は、直訳すれば「占領地域救済政府資金(Government Appropriation for Relief in Occupied Area=GARIOA)」であり、アメリカの旧敵国であった西ドイツと日本が対象であったが、朝鮮半島も例外的に対象となり、食糧・肥料・医薬品・石油など生活必需品がこれらの国・地域に援助された。しかし西ドイツは1948年7月アメリカとの協定により明確に「見返り資金」として運用することが義務付けられた。即ち西ドイツに輸出されたこれらの商品はドイツ国内で転売され、その売上代金が政府により独立の勘定として計上

ライン「経済安定9原則実施についての声明」を背景に、1949年4月25日零時をもって1ドル=\360の単一レートが決定した時期であった。この時期にアメリカ政府が打ち出した政策は以下に象徴されている。

1948 年 3 月 20 日 ドレーパー・ジョンストン経済調査団→5月19日ドレーパー報告書①賠償縮小、②経済復興優先 1948 年 4 月 3 日 マーシャル接助、開始(~ 1951 年 12 月 :52 年 6 月説もあり) 1948 年 5 月 18 日 ドレーパー報告書「対日経済復興4カ年計画」陸軍省へ→マーシャル・ブランに相当するべき→ ドッジ調査団、派遣へ

される「見返り資金」となったが、この資金の利用にはアメリカ政府の承認が不可欠であった。独立の勘定として扱われたため、この資金は被援助国である西ドイツにとっては債務としての性格を与えられた。一方、日本は当初、脱脂粉乳や雑穀類が贈与として援助されていると理解し、その売上代金を貿易資金特別会計に繰り入れ、貿易補助金として日本政府の裁量で運用していた。しかし1949年、ドッジ・ラインの方針に基づき西ドイツ同様に「見返り資金」としての運用を義務付けられた。

- ②エロア資金は直訳すれば「占領地域経済復興資金(Economic Rehabilitation in Occupied Aria Fund=EROA Fund)」であり、1949 年会計年度より陸軍省予算から、日本、韓国、琉球を対象に経済復興のために石炭、鉄鉱石、工作機械、綿花、羊毛などの生産物資を購入するために支出された。これらの商品を輸入した日本は、これらを国内で売却し、その売却代金=円貨を政府は独立勘定として蓄積して、通貨安定などに利用した。当初はガリオア援助と同様に贈与(=無償)として始まった援助であったが、アメリカ政府は1948 年 1 月突如として返済を要求したため日米間で交渉が断続的に行われ、1961 年 6 月、返済額 4 億 9 千万ドル、返済別間 15 年、年利 2.5%を条件に返済協定を締結した。日本は返済期限より 3 年早く完済した。返済金の大部分はアメリカ政府による低開発地域援助であるポイント・フォー計画などに利用され、一部は日米教育文化交流協定計画に充てられた。
- ③ガリオア・エロア資金は、当初は贈与として始まったが、日本政府はドッジ・ ラインに従い 1949 年 4 月 SCAP/GHO 指令により、対日援助と同額の円資金を 日本銀行に政府名義の米国対日援助見返資金特別会計(米国対日援助見返資金 特別会計法に基づく)に貯蓄していった。援助そのものは1952年で終了したが、 特別会計は53年7月まで存続し、その後は、産業投資特別会計に引き継がれた。 ガリオア・エロア援助による 1946~1951 年の間の対日援助額は 18 億ドル超 (1949年4月25日以降、1ドル=¥360の為替レートが決定した)であったので、 返済額4億9千万ドルは27%にあたり、西ドイツの37%弱より大幅に減額し たことになる。またこの場合、援助期間が1947年以降ではなく、1946年以降 となっているのは、1946年7月以降、SCAPIN(SCAP Instruction Note=SCAP に よる訓令)による陸軍救済計画として緊急に実施されたプレ・ガリオア資金の 支出も含まれているためである。[参考文献]① Michael Schaller, The American Occupation of Japan, Oxford University Press, 1985 (特に 6. The Conservative Response to Liberal Reform と 7.Setting a New Course)、②立脇和夫「占領期日本の対外経 済関係と外国為替銀行」『早稲田商学』第371号、38~42頁、③清水洋二「戦 後危機と経済復興1 | 石井寛治他編『日本経済史4戦時・戦後期』東京大学出 版会、2012年。

1948年5月22日 ヤング使節団→6/12 報告書

1948 年 7 月 15 日 GHQ 経済科学局長、経済安定本部へ非公式覚書「経済安定 10 原則」→7 月 20 日、日本政府 これをそのまま発表

1948 年 9 月 11 日 GHQ 集中排除審査委員会、「集中排除法実施 4 原則」提示 \leftarrow 適用、大幅緩和 1948 年 10 月 7 日 NSC13-2 「米国の対日政策に関する勧告」 \rightarrow 10 月 9 日 トルーマン、承認 1948 年 12 月 9 日 米政府、FEC230 号(過度経済力集中排除計画)撤回

1948 年 12 月 NSC 指令「経済安定化計画と日本の世界市場への統合を保証する単一の円・ドル為替レートを」
→ドッジの任務

1948 年 12 月 10 日 JCS、GHQ に「経済安定 9 原則」伝達 \rightarrow 12 月 18 日 GHQ これを発表 1949 年 2 月 1 日 ドッジ調査団、来日 \rightarrow 3月 7 日 ドッジ・ライン「経済安定 9 原則実施についての声明」

1949年4月25日 零時 日本政府、\$1=\360単一為替レートを発表

1949年5月12日 極東委員会アメリカ代表のマッコイの声明「賠償取立て中止」

1949年7月1日~エロア資金(陸軍省予算)→日本、琉球、韓国へ適用

1949 年 8 月 26 日 シャウプ (Carl S. Shoup) 税制使節団長、税制改革案を発表

1951 年 9 月 8 日 連合国、対日講和条約署名 (→1952 年 4 月 28 日発効→占領終了)、日米安保条約調印

第2次ストライク報告書を受け、極めて明確な形で日本の経済復興を重視し、日本をアメリカの世界戦略の中に位置づける方向性を強く打ち出したのが、1948年3月20日来日したドレーパー調査団であった。アメリカ陸軍次官のドレーパーが元ニューヨーク・ケミカル・バンク会長のジョンストンらとともに¹⁷⁾、日本と韓国の経済状況を視察する目的を持って日韓両国に赴いた調査団であった。48年5月19日に公表された報告書「日本と朝鮮における経済的状況と展望に関する報告」¹⁸⁾ は、日韓両国の経済状況調査とはいえ、かなりの部分を日本問題について割いており、アメリカは対日賠償規模を縮小するばかりでなく日本経済の復興・自立を支援するための対日支援を強化し、日本に対してアメリカの

¹⁷⁾ ドレイパー (William H. Draper) は軍務に服したのち、ウォール・ストリートのいくつかの金融会社に勤務し第2次大戦期には大佐として陸軍参謀本部に入り、トルーマン政権で陸軍次官に抜擢されていた。ウォール・ストリート時代の人脈から元ケミカルバンク会長のジョンストン(Perry H. Johnston)や、元デトロイト銀行頭取のジョセフ・M・ドッジを占領下日本の経済問題の検討作業に巻き込むことになった。

¹⁸⁾ 大蔵省財政史室編『昭和財政史-終戦から講和まで-第3巻(アメリカの占領政策)』東洋経済新報社、昭和51年(1976年)、358頁。

影響力を維持し続けるべきであると「第2次ストライク報告書」よりも一歩踏み出して明快に結論付けている。この方向に沿ってドレーパーが同じ時期に提示した「対日経済復興4か年計画」は国務省やSCAP/GHQの反対を押し切って打ち出したものであり、西欧諸国に実施されつつあったマーシャル援助の日本版の提案という側面ももっているともいえる。1947会計年度(7月1日~)から1951会計年度まで続くガリオア援助と、1949会計年度から始まるエロア援助がこれに相当したとも考えられ、ともに陸軍省予算で賄われた。しかしこの時期には深刻な問題となっていた単一為替レートか複数為替レートかという問題に対しては曖昧な態度をとっていた。それは、対日占領政策をめぐるワシントンと東京の温度差、即ち日本社会を短期間で急激に安定化させるために、早期に単一為替レートを導入すべきとするNACを中心とする「一挙安定論者」と、複数為替レート方が日本社会の現実に適しているので時間をかけ社会的安定を実現した上で単一為替レートを導入すべきとする「中間安定論者(漸次的安定論者)」が激しく対立していたからである。

ドレーパー調査団でも結論を出しえなかった為替レート問題は、48年5月22日、日本に派遣されたヤング調査団(円外国為替政策に関する特別調査団)(団長 Ralph. A. Young: FRB 調査統計局次長)に託されることになった。同調査団の任務は、未解決の為替レート問題に結論を出すことであったが、それは同時に次節で指摘する在日米軍軍人・軍属の軍用レートの問題も解決するためでもあった。換言すれば、軍用レート問題の深刻化が、既に認識されていた日本経済の自立化に関わる単一為替レート問題とリンクしたのである。6月12日に発表されたヤング報告書は、日本の状況を多角的に分析し、①貿易資金特別会計から支出されている『隠れた補助金』が同会計の赤字を引き起こしていること、②これがインフレの主要な原因で経済安定化を妨げていること、③国内価格を国際価格に収斂させ、日本経済を『温室』から出すべきであること、④単一の一般的な外国為替相場を設定することは可能であるので、1ドル=300円前後が適当であるが・・・・SCAPに対して適切な時期に、1ドル=270円~330円で単一の為替相場を決定する権限を与えるべき

であること、を勧告した¹⁹⁾。予測されたように SCAP は早期の単一為替相場設定は社会不安を引き起こすと反対し、ワシントンの陸軍省も反対論に同調した。しかし6月28日開催の NAC では財務省、国務省、FRB がヤング勧告を支持し、単一為替相場の設定を採択したが、SCAPの反発を考慮して「行政的に可能な限り早期に」とするに留め、レート設定の期日は明記しなかった²⁰⁾。

期日は設定できなかったものの、単一為替相場制への移行はほぼ確実となった。1948年10月7日アメリカ政府が発表したNSC-13/2文書「アメリカの対日政策に関する国家安保障会議の勧告」は、日本経済の復興・自立を促進するために単一為替相場制導入に舵を切りつつあったトルーマン政権が、対日講和と占領政策終結を見据えて作成した総合的な対日政策という性格をもったものといってもいい。講和条約や安全保障政策についての見通しとともに、日本の経済復興について具体的な方針を述べたものである。「第15項:経済復興」では「経済復興を時期におけるアメリカの対日政策の主要目的とすべきである」ことを明記した上で、「長期的援助計画を徐々に減少させつつ、・・・日本の対外貿易を復活する上で障害となっている要素を除去し日本の輸出を回復・促進するためにアメリカ政府全省庁が協力して推進」すべきであることを強調している210。

日本経済を復興・自立させようというトルーマン政権の政策は、「過度経済力集中排除法」を否定する動きと連動することになった。GHQが日本政府の激しい抵抗を排除して制定させた「過度経済力集中排除法」(1947年12月18日)の根拠となったのは、1947年5月12日にアメリカ政府が極東委員会に提出したFEC-230文書「日本の過度経済力集中に関する政策」²²⁾であったが、1948年5月に来日した集中排除審査委員会(委員長:Roy S. Campbell)の調査・審議を踏まえたトルーマン政

¹⁹⁾ Report of the Special Mission on Yen Foreign Exchange Policy(Young Report). 大 蔵省財政史室編『昭和財政史 - 終戦から講和まで - 第 20 巻(英文資料)』東洋 経済新報社、昭和 57 年(1982 年)、597~600 頁。

^{20) &}quot;administratively possible"という言葉の解釈を巡って議論された。同書、607頁。 21) 大蔵省財政史室編『昭和財政史-終戦から講和まで-第17巻(資料1)』東 洋経済新報社、昭和56年(1981年)、79-81頁。

²²⁾ 大蔵省財政史室編『昭和財政史 - 終戦から講和まで - 第20巻 (英文資料)』 前掲書、350~361頁。

182.552

1,862,862

197.564

1,955,159

権によって FEC-230 文書は撤回されることになった。すでに陸軍省は 3月12日段階で GHQ に対して FEC-230への支持を撤回した旨を通知 していた。極東委員会アメリカ代表マッコイは同委員会席上において FEC-230 撤回を表明したが、それは NSC13-2 を発表した 2ヵ月後の 12月9日であった。このトルーマン政権の動きは、翌年マッコイの対日賠 償取立て中止声明(1949年5月12日)にも連動することになる。

こうした対日占領政策の緩和だけでは日本経済を復興・自立させることは不可能であり、まず何よりこの政策を軌道に乗せるためには、日本自体が社会・経済状態をドラスティックに改革することが不可欠であった。ヤング報告書や NSC13-2 の方針が出たにもかかわらず SCAP がこれらに沿った動きを見せないことに不満を募らせた NAC は、対日経済援助予算決定の権限を盾に、SCAP が占領終結を見据えた総合的な対日政策である NSC13-2 を実施することを条件に対日援助(ガリオア・エロア援助)支出に同意する決定を下したのである(表 2)。

対日援助 アメリカ会計年度 占領地行政費 合計 ガリオア エアロ 小計 1945~46年(45.9~46.6) 92.631 92.631 92.631 287,333 1947 年 $(46.7 \sim 47.6)$ 12,671 287.333 300.004 1948年 (47.7~48.6) 19.584 351.403 351.403 371.257 1949 年 (48.7 ~ 49.6) 25.523 426.215 97,463 523,678 549.201 237,241 1950 年 $(49.7 \sim 50.6)$ 19.237 188.024 425,265 444.502

(表2) 占領期(1945年9月~51年6月) アメリカの対日援助費(単位:1,000ドル)

182,552

1,577,375

285,487

15.012

92,297

占領政策の緩和という大きな流れの中でNACが検討しまとめ、国家安全保障会議(NSC)とトルーマン大統領が承認した文書「経済安定九原則」²³⁾は「第15項:経済復興」をより具体化したものであった。マッ

1951 年 (50.7 ~ 51.6)

累計

⁽原典・注) 1,000 ドル未満、四捨五入、1945-46 年度は陸軍省予算残余額による対日援助費、 47-48 年度は実際支出額、49-50 年度は支出負担行為額、51 年度は予算割当額 (原典) 高石末吉『覚書終戦財政始末』第12巻、45 頁(原資料: SCAP 経済科学局統計) (出所) 立脇和夫「占領期日本の対外経済関係と外国為替銀行(上)」『早稲田商学』第371号、1996年12月、41 頁

²³⁾ Nine-Part Interim Directive on Stabilization, December 11,1948. 同書、740~741 頁。 九原則とは、①総合予算の均衡、②徴税の強化、③信用拡張の制限(=資金貸 し出し制限)、④賃金の安定、⑤外国為替統制の強化、⑥物価統制の強化、⑦

コイが FEC-230 を撤回すると声明したちょうど翌日、12月10日に統合参謀本部(JCS)/陸軍省が「九原則」を GHQ に伝達し、18日に GHQ が発表したものである。緊縮財政により均衡予算を実現しつつ歳入を拡大するよう努力すること、(現在、GHQ が行っている)管理貿易の操作を改善して管理を日本側に委譲できる条件を作り、輸出を促進するよう改善すること、こうした措置により、早期に単一為替レートが設定できる条件を整えること、を強く日本政府に要求したものであった(下線部、筆者)。

3. アメリカ占領期の円・ドル為替レート問題

円・ドル為替レートの観点から時期区分すると、第1期は1945年9月10日から47年8月15日までのGHQによる管理貿易の時期、第2期はこれ以降、制限付き民間貿易が再開され49年4月25日に1ドル=360円単一レートが決定・実施されるまでの時期、第3期はこの固定レートの下で貿易と為替に関する管理権がSCAP/GHQから日本政府に移管され(49年12月1日)、朝鮮特需により日本経済が本格的に回復してアメリカのMSA体制の下で講和への道を歩む時期である。

アメリカ軍主体の連合国軍の対日占領が開始された直後の1945年9月23日段階における軍用交換相場は1ドル=15円であったが、激しいインフレ――1945年9月から49年にかけて消費者物価指数は約80倍――に対応するため47年3月12日には1ドル=50円となった。その5ヵ月後の8月15日には制限付きではあるが民間貿易が再開された。しかしこの軍用レートは、一層の物価上昇に割高レートになっており日本に駐留している軍人・軍属が日本国内で生活していくのが苦しくなってきているので軍用レートを至急変更するようマッカーサーは、1948年4月21日陸軍省に要請した。国務省が中心となり財務省、陸軍省も加わり検討を加えた結果、軍用レートに止まらず、一般商業用レートの設定も行うべきであるとの結論に達した²⁴。まず軍用レートは、GHQが

鉱工業生産の増強、⑧食料集荷システムの改善、⑨輸出の増進、である。 24) 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第5巻、昭和60年(1985年)、 203頁。

日本政府に非公式に「経済安定 10 原則」を突きつける直前の 48 年 7 月 6 日には 1 ドル = 270 円となった。この新たな軍用レートはワシントンの人為的な判断だけで決定されたものではなく、占領期における管理貿易の実態も反映したものと考えるべきである。

第1期にあたる占領初期の対外貿易はGHQによる管理貿易として始 まり、日本側では GHQ の統制の下、貿易庁(商工省の外局: 1945年 12月15日~49年5月25日存続)と、やがて設立されたその管轄下の 貿易公団(47年5月22日~51年1月31日)が実務を行った。占領初期、 GHQは「疫病と不安を防止するために行う輸入と、この輸入代金を賄 うために行う輸出し以外は認めなかった。貿易庁は日本からの輸出を代 行するとともに輸入品を国内で売却する業務を行い、輸出品の代金受け 取りと輸入品の代金支払いは「貿易資金特別会計」を通じて行われた。 貿易庁が輸出品代金を受け取る場合、代金は貿易庁からこの特別会計の GHQ 名義の口座に入金し、輸入品の買い付け代金はこの口座から支払 われ商品は貿易庁に引き渡された。膨大な生活必需品を輸入しなければ ならなかったので、この特別会計は大幅な赤字を累積していった。しか し輸出品にも輸入品にも「貿易資金特別会計」から補給金(「隠れた補 助金」)が支出されており、後述するように複数為替レートになってい たため大幅赤字は表面には現れてこなかった。輸出入補給金の原資はア メリカからの援助物資の払い下げ代金が充当されたが、対外貿易の拡大 につれて特別会計の累積赤字は拡大を続け、日本銀行からの借入金が増 大していったため、輸入超過により起こすはずの通貨収縮(デフレ)に より物価が持続的に下落していくのではなく、全く逆にインフレが昂進 していく現象が発生していたのである²⁵⁾。輸出入とも対外決済はGHQ によりドル建てで行われ、日本側では「貿易資金特別会計」を通した円 建決済であった。こうしたメカニズムであったため、輸出入品ともに国 内売買価格と貿易相手国における売買価格の間には何ら関連性がないと いうある意味異常な経済であった 26)。

²⁵⁾ 浅井良夫「360 円レートの謎」『成城・経済研究』第 192 号、2011 年 3 月、6 頁。

²⁶⁾ 奥和義「戦時・戦後復興期の日本貿易—1937年~1955年」『関西大学商学論 集』第56巻第3号、2011年12月、27~29頁。立脇和夫「占領期日本の対外経 済関係と外国為替銀行(上)」『早稲田商学』第371号、1996年12月、24~26頁。

すなわち、輸出品は GHQ がドル建てで輸出価格を決めたが、この場合のドル価格は海外価格を参考に設定され、国内生産価格とこの海外価格との比率が結果的に輸出の際の円・ドル交換比率となった。輸入品は、それと同じ商品の国内統制価格とその商品が海外で売られているドル価格との比率が輸入の際の円・ドル交換比率となった。SCAP/GHQ が行った価格決定のメカニズムは以下の通りである。まず日本からアメリカへの輸出品は、アメリカで販売される価格がまず決定される。次に輸出品を運搬するアメリカ船舶の運賃、アメリカの海上保険料、アメリカ貿易業者の利潤、その他諸経費を既に決定されている販売価格から<u>差し引いた価格で日本から買い上げる。日本への輸入品の価格は、アメリカでの市場価格に船舶の運賃、海上保険、業者の利潤、その他諸経費を加算した価格で引き渡された(下線部、筆者)²⁷⁾。</u>

輸入は食糧・燃料・原材料など日常生活や生産に不可欠な物資が主体であったので低価格に抑える必要があり、輸入しやすい円高の交換比率となり、輸出はこれを促進しやすく円安の交換比率となった。こうして交換比率の平均は、1947年10月には輸出1ドル=140円、輸入1ドル60円、48年8月には輸出1ドル=268円、輸入1ドル=115円、49年2月には輸出1ドル=331円、輸入1ドル=130円となっていった(下線部、筆者)28。これらの交換比率はあくまでも平均であり、実際には極めて複雑な複数為替レートであった。例えば、輸出に関しては、1ドルに対する円の価値は、綿糸250円、自転車510円、自転車タイヤ570円、石炭320円、一方、輸入に関しては、1ドルに対する円の価値は、鉄鉱石125円、銑鉄67円、B重油284円、小麦165円であった29。

1947年8月15日に制限付き民間貿易が再開されたのを契機に、為替相場に関する議論が高まってきた。その上マッカーサーの陸軍省への要請を受けて陸軍省、国務省、財務省が検討した結果48年7月6日には1ドル=270円としたが、既述したようにこのことも一般商業用レートを設定する議論を刺激することになったのである。これ以降、複数為替

加野忠「一ドル三六〇円相場決定の政治経済学」『横浜商科大学紀要』8号、 2002年、1~2頁。

²⁷⁾ 奥和義、前掲論文、29頁。

²⁸⁾ 加野忠、前掲論文、1~2頁。

²⁹⁾ 奥和義、前掲論文、32頁、表 8。

レートを単一為替レートに収斂させるために東京(SCAP/GHQと日本政府)とワシントン(財務省、国務省、陸軍省、NACなど)の間で激しい議論が展開された。こうした商業用複数為替レートのために、「貿易資金特別会計」には赤字が累積したばかりか、貿易業務が極めて煩雑になり、日本経済の再生・自立を阻害していた。軍用レート問題とヤング報告を契機に、単一為替レート問題を早急に解決すべきであるとの流れがワシントンでは生まれた。

トルーマン政権はストライク調査団、ドレーパー調査団、ヤング調査団そして最終的にはドッジ調査団を日本に派遣し、陸軍省やNACに提出した報告書を検討しつつ、激変しつつある国際状況を睨みながら円・ドル為替問題ばかりでなく賠償問題や日本経済の在り方を含む占領政策そのものを転換させていった。

「・・・1ドル=300円前後が適当と考えるが、為替相場決定までの間に生ずる日本の経済情勢の変化を考慮して、SCAPに対し、適切な時期に、1ドル270円から330円の間で単一為替相場を決定する権限を与えるべきである」というヤング報告とドレーパー報告に基づく「経済安定9原則」NSC指令により、SCAP/GHQは経済科学局(ESS)に為替レート特別委員会を設け、単一レート問題の検討に入った。同委員会は翌49年1月11日にはマーカット局長宛てに1ドル=330円案(コーエン案)を提出した。浅井良夫氏によれば330円レートは輸出の83%が成り立つように設定したものであり、賃金統制が十分に機能しなかった場合の若干の賃金上昇を織り込んで「クッション」を設けた結果、330円レートになったと説明している 30 0。なぜ83%なのか不明であるが、日米購買力平価の検討とともに、1949年2月段階の輸出平均レートが1ドル=330円であったことも無関係ではないだろう。

1948 年 12 月 10 日に NSC が SCAP/GHQ に「経済安定 9 原則」を指令した際、NAC はこの「9 原則」に沿って日本経済の改革を進めうる人物を派遣すべきであると主張し、マッカーサーも適任者を派遣するようワシントンに要請したため、ドレーパーはかねてから目を付けていたデトロイト銀行頭取ジョセフ・ドッジを強く推薦した。これを受け、そ

³⁰⁾ 浅井良夫「360 円レートの謎」『成城・経済研究』 第 192 号、2011 年 3 月、13 頁。

の翌日の12月11日トルーマン大統領自らドッジにSCAPの財政顧問 として「9 原則 | を日本政府に実行させるべく説得にあたった。1949 年 2月1日ロイヤル陸軍長官に伴われてドッジ調査団³¹⁾が来日した。この 中にはかつてヤング調査団を率いた FRB 統計局のラルフ・A・ヤング もいた。来日したドッジの最大の関心事は「9原則|第1項目の均衡予 算の達成であり、1949年度予算編成でこれを実現しようとした。この 均衡予算を実現するという観点から円・ドル為替問題に対応しようとし たといえる。すなわち国内経済に大きな打撃は与えずに国内物価を国際 物価にリンクさせるために円・ドル為替問題を処理しようとしたのであ る。換言すれば、各種の補助金に支えられながら価格統制が行われてい る経済を不自然と捉え、市場を媒介して価格が決定される資本主義本来 のメカニズムを回復させるために円・ドル単一為替を目指したのであ る³²⁾。IMF·GATT 体制を主導するアメリカが日本経済を世界資本主義 システムに接合させるためには、価格調整補助金や輸出入補給金(「隠 れた補助金 |) を廃止する必要があり、それはドッジ・ラインの重要なテー マでもある「見返り資金」設置問題に直結する。ガリオア援助で日本に 提供された商品は日本国内で転売され、その売上代金が政府により独立 の勘定として計上される「見返り資金」となったが、この資金の利用に はアメリカ政府の承認が不可欠であった。独立の勘定として扱われたた め、この資金は被援助国である日本にとっては債務としての性格を与え られた。日本政府はドッジ・ラインに従い 1949 年 4 月 SCAP/GHQ 指 令により、対日援助と同額の円資金を日本銀行に政府名義の米国対日援 助見返資金特別会計(米国対日援助見返資金特別会計法に基づく)に貯 蓄していった ³³⁾。

SCAP はドッジに 1 ドル = 330 円案を示し、ドッジの了解の下、3 月 23 日に 330 円案を陸軍省に送った。しかし 3 月 25 日に SCAP 案を審議

³¹⁾ 調査団は、デトロイト銀行頭取で、当時アメリカ銀行協会会長であったドッジを団長とし、ウィリアム・W・ディール(財務省)、オーヴィール・J・マクディアーミド(国務省)、ラルフ・レイド(国防総省)、ポール・オアリー(コーネル大学)、オードリー・ステファン〈ラトガース大学〉、ラルフ・A・ヤング(FRB統計局次長)の7名によって構成されていた。

³²⁾ 同書、17頁。三和良一「経済政策史のケース・スタディ――ドッジ・ライン――」『青学経済論集』55(4)、2004年3月、23~25頁。

³³⁾ 法律第40号「米国対日援助見返資金特別会計法 | 昭和24年4月30日。

した NAC は、3 月 29 日 SCAP に対して 330 円案を撤回して 1 ドル = 360 円レートを採用するよう強く勧告した³⁴⁾。330 円レートではなく 360 円レートを勧告した理由は、330円は円を過大評価しており SCAP が計 画している対外貿易目標を達成するのは困難であり、10%切り下げた 360 円が日本の産業振興にとって有利であるという判断であった。仮に 1月段階の330円が適正であるにしても、実際に実施されるまで3ヶ月 の期間が経過していることを考え、日米購買力平価を比較した場合、 10% 程度の減価が見込まれた可能性もあると日本銀行金融研究所レポー トは結論付けている³⁵⁾。大蔵省布告により1949年(昭和24年)4月25 日零時をもって、1米ドル=360円の単一為替相場が稼働することになっ た。しかし翌26日、日本の国会(第5回国会:第3次吉田内閣[1949] 年2月16日~50年6月28日])では、「330円を前提に49年予算が編 成されたはずなのに、なぜ1週間かそこらで360円に変更されたのか」 と池田勇人・大蔵大臣に野党議員が質問したのに対して、池田大臣は「私 とドッジ氏との間のことなので、ここでは申し上げたくない」と日米間 の交渉には触れず、青木孝義・経済安定本部総務長官(中央経済調査庁 長官・物価庁長官兼務)も、「今回のレート設定はもちろんワシントン からのあれで決まったと私どもは聞いております」と答弁し、議場の笑 いを誘った様子が国会議事録に残されている³⁶⁾。

ヨーロッパでは前年夏からのベルリン危機と西ベルリンへの大空輸作戦が行われて第3次世界大戦勃発の可能性も危惧されており、北東アジアでは南北朝鮮の分断状態が不安定化の度を増し、中国共産党軍がほぼ中国大陸を支配下に置きつつあった49年3月段階で、トルーマン政権は(実物)賠償を中止し財閥解体にブレーキをかけ、日本を東アジアの「工場」にする方向性が明確に打ち出していた中での単一レート決定であった。

³⁴⁾ Proposed Single Rate for Japanese Yen and Related Measures, March 25,1949. トップ・シークレットとされたこのメモランダムは、NAC スタッフ委員会から NAC 本委員会に送付され、SCAP の 330 円案も検討しつつ、最終的には1ドル = 360 円の固定レートを強く進めると結んでいる。大蔵省財政史室編『昭和財政史-終戦から講和まで-第20巻(英文資料)』前掲書、622~624頁。

³⁵⁾ 山口健次郎「360円単一為替レート設定過程について――SCAP 資料の分析を中心として」(Discussion Paper96-J-4)日本銀行金融研究所、14頁。

³⁶⁾ 第5国会、衆議院予算委員会、昭和24年(1949年)4月26日。

おわりに――単一為替レートと IMF・GATT 体制の中の日本経済

単一為替レートが導入された直後は、ドッジ・ラインによる緊縮財政 政策の効果もあり、インフレこそ収束したものの、輸出は伸び率が10 分の1以下に大幅鈍化し、鉱工業生産の伸び率も約4分の1となった。 新しい単一為替レートが設定されたことを受け、SCAP/GHQ は貿易と 為替の管理権を日本に移管し、これに伴って日本政府は「外国為替及び 外国貿易管理法 | (外為法) (1949年12月1日) および「外資に関する 法律 | (外資法)を制定し、自由貿易の再開と外資導入の基礎を作った のである。同時にこのレート導入を前提に輸出主導で重化工業化を推進 しようという官民挙げての国際競争力強化論が台頭する一方で、この為 替レートによる国際比較で日本製品が輸出競争力を持ち得るように企業 の合理化が求められ、賃金は厳しく抑制された。合理化(=賃金を含む 生産費の切り下げ)により増産をしても購買力の低下により国内消費は 落ち込み、49年春から始まったアメリカを中心とする欧米諸国の不況 と49年9月イギリスがドル不足によりポンドを30%切り下げたものの 日本円は固定されたままであったため、対外輸出も減少し、日本経済は 深刻な不況に陥った。日本をこの不況から脱出させたのは、いまさら指 摘するまでもなく朝鮮戦争(1950年7月27日~53年7月27日)の勃 発であった。この朝鮮戦争は、先の1ドル=360円単一為替レート決定 を背景にして、長期にわたり日米関係を政治・軍事的にも経済的にも構 诰化することになった。

政治・軍事的にみれば、日米間で対日講和への動きが急になり、朝鮮戦争中の1951年9月8日講和条約が全面講和でなく片面講和という形で締結されたため、朝鮮戦争という「熱戦」がすでに顕在化していた米ソ「冷戦」の「アジア戦線」を激化させることになり、その結果、その後長期におよぶ日米同盟関係が構造化していき、日本外交に制約を課すことになった。9月8日には講和条約とともに日米安全保障条約が締結され、その第3条に基づいて翌1952年2月28日に日米行政協定も締結された。これは60年1月19日に発効した新安保条約では第6条に基づき締結された地位協定に継承されたが、今日に至るまで在日米軍と将兵には治外法権や各種の特権が保証されている極めて不平等なものであ

り、特に在日米軍基地周辺では日本国民の人権がしばしば侵害される事件 ・事態が発生してきた。

経済的にみれば、この講和により日本は国際社会へ復帰でき、講和条約が発効した 1952 年の 8 月 13 日にアメリカ主導のブレトンウッズ体制 (IMF・世界銀行) へ52 番目 — 国連の原加盟国は 51 ヵ国 — の加盟 国として加盟を許された。両機関へ 2 億 5 千万ドルを出資したが、その 出資額は 52 ヵ国中 9 位であった。金 1 オンス(=約 31 g) = 35 米ドルすなわち金 0.88 g = 1 米ドル = 360 円の単一為替相場で金の裏付け のある米ドルと日本円がリンクしていたことも加盟の大前提となっていたことは明らかである。

しかし自由経済体制の両輪の1つである GATT 体制への加盟には 3年の時間を費やさなければならなかった。52年から加盟交渉を開始したが、英仏をはじめ西欧諸国が 1 ドル = 360 円を前提とした安価な日本製品により市場が攪乱されることを危惧して日本の加盟に反対し続けた。それはヨーロッパ市場が攪乱されることばかりか、英仏などの旧植民地であった東南アジア市場が日本製品によって独占されることも危惧していたからである(表 3)。

(表3) 米欧日の東南アジアへの輸出(1963~78年)

単位:100万ドル

L		1963年	1970年	1975 年	1978 年
	アメリカ	3,063 (27%)	4,290 (23%)	10,835 (20%)	14,485 (16%)
	西 欧	2,595 (23%)	3,525 (19%)	8,960 (16%)	16,020 (17%)
	日 本	1,475 (13%)	4,530 (24%)	12,450 (23%)	22,730 (25%)
	世界全体	11,360	18,500	54,960	89,680

(原典) GATT, International Trade 各年度版

(出所) 宮崎犀一・奥村茂次・森田桐郎編『近代国際経済要覧』東京大学出版会、1981年、145頁 (筆者・注) %は各国・地域の東南アジア輸出の世界全体に占める割合。小数点以下を四捨五入してある

しかしアメリカが一貫して日本の加盟を支持し関係各国への働きかけを続けた結果、日本は1955年9月10日まず経常収支の為替管理が認められるIMF14条国として加盟を認められ、63年2月には国際収支を理由に輸入制限が認められない11条国に移行し、翌年にはOECDへの加盟も認められた。こうして日米の政治的・軍事的関係が構造化する過程で、日本はアメリカが主導して構築した自由経済体制に組み込まれるこ

とによって、世界銀行からの借款や外国銀行から外資を導入することが できるようになった(表 4)。

(2017) = 77 20013 00 00 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11						
年 度	導入主体	金 額				
1953 年	関西・中部・九州3電力会社	4,020 万ドル				
1955 年	八幡製鉄 (現、新日鉄住金)	530 万ドル				
1955 年	日本鋼管・トヨタ自動車・石川島播磨・三菱造船	810 万ドル				
1956 年	川崎製鉄	2,000 万ドル				
1957 年	愛知用水	700 万ドル				
1959 年	道路公団	4,000 万ドル				
1961 年	道路公団	4,000 万ドル				
1961 年	日本国有鉄道	8,000 万ドル				
1953 年	~ 66 年 世界銀行借款累計額	8 億 6,000 万ドル				

(表4)世界銀行からの借款

日本は世銀からの融資の他、ワシントン輸出入銀行(1956~67年累計 6.8 億ドル)やアメリカの市中銀行(1952~67 年累計 11.9 億ドル)から も外資を導入することができ 37 、同時に1ドル=360 円レートでアメリ カ市場への進出を拡大することができたため、高度経済成長を実現し、 その結果60年代後半以降アメリカの対日貿易収支は赤字幅を拡大して いった。アメリカは冷戦が激化した50~60年代に同盟国への軍事援助 や経済援助により「ドルの散布」を行ったため国際収支が恒常的に赤字 になり、60年代には「ドル不安」が発生するに至った。1940年代後半 から50年代にマーシャル援助やガリオア・エロア援助などアメリカが 対外的に供給したドル(短期ドル債務)の累積額はアメリカが公的に保 有する金準備額の範囲であったためドルへの信認は強かったが、ドル債 務が金準備を超えた1960年前後からドル不安が発生するようになった のである。ドルを基軸通貨とするブレトンウッズ体制(IMF 体制)の 下では、アメリカは対外支払いを自国通貨であるドルで決済することが できたが(基軸通貨国特権=シニョレッジ)、アメリカ以外の国は輸出 などで獲得した外国通貨であるドルで対外支払いせざるを得ないという

⁽出所) 川北昭夫「後編 第7章 国際収支と資本輸出入」山崎隆三編『現代日本経済史』 有斐閣ブックス、1985 年、340 頁より作成

³⁷⁾ 川北昭夫「後編 第7章 国際収支と資本輸出入」山崎隆三編『現代日本経済史』有斐閣ブックス、1985年、340頁。

この体制に特有の非対称性が存在していた。この非対称性の下で国際収 支赤字に苦しむアメリカは、ドル防衛策(=ドルの切り下げ)を行わず、 日本を含む同盟国を中心とした黒字国が対策を取るべきであると主張し たため、脱植民地化により独立した国々ばかりでなく同盟国も不満を募 らせていった。国際的に高まるドルへの不信に対してニクソン大統領は 1971年8月15日、金・ドルの交換停止を発表するに至り、73年以降、 日本を含め世界は「海図なき航海 | への旅立ちを余儀なくされたのである。 連合国に完膚なきまでに打倒されたにもかかわらず、米ソ冷戦の東ア ジアへの拡大と中華人民共和国の成立さらには朝鮮戦争という熱戦を奇 貨として日本は高度経済成長を達成したが、アジア・太平洋戦争で甚大 な被害を受けた東南アジアと北東アジアから成る東アジア諸国は日本の 賠償問題への対応を激しく批判していた。1947年2月アメリカ陸軍省 に提出されたストライク調査団報告は「過酷な賠償は、日本の自立を不 可能にするのみならず、世界の生産を阻害し、アメリカの負担を大にす る | との判断を示していた。49年5月極東委員会アメリカ代表マッコ イは対日中間賠償の取り立て中止と賠償指定施設の解除を発表し、ここ に中間賠償は中止されたが、講和条約に従いそれまで行われてきた中間 賠償を前提に、役務賠償に限定されることになった。日本により戦争被 害を受けた東アジア諸国は激しく反発し、旧宗主国であった英仏蘭もこ れら諸国の立場を支持したが、アメリカは既定路線を突き進み、日本を 東アジアにおける工場とし東南アジア地域を日本に向けた原材料供給基 地とする構想を具体化していった。日本は資本財提供の方針を打ち出し、 役務賠償として経済・技術協力を中心とする協定を締結していったが、 日本の高度経済成長とともに二国間援助――やがて ODA となる――に 切り替えていくことになった。この経済成長と「形を変えた賠償」とし ての性格を持つ二国間援助を可能にした原点は1ドル=360円という単 一為替レートの決定であった。

【主たる参考文献】

1. 大蔵省財政史室編『昭和財政史 - 終戦から講和まで - 第20巻(英文資料)』東洋経済新報社、昭和57年(1982年)

- 2. 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第3巻(アメリカの占領政策)』東洋経済新報社、昭和51年(1976年)
- 3. 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第17巻(資料1)』東洋経済新報社、昭和56年(1981年)
- 4. 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第5巻、昭和60年(1985年)
- 5. 山口健次郎「360円単一為替レート設定過程について――SCAP 資料 の分析を中心として」(Discussion Paper96-J4) 日本銀行金融研究所
- 6. 伊藤正直『戦後日本の対外金融』名古屋大学出版会、2009年
- 7. 立脇和夫「占領期日本の対外経済関係と外国為替銀行(上)」『早稲田商学』第 371 号
- 8. 浅井良夫「360 円レートの謎」『成城・経済研究』第 192 号、2011 年 3 月
- 9. 奥和義「戦時・戦後復興期の日本貿易—1937年~1955年」『関西大 学商学論集』第56巻第3号、2011年12月、1996年12月
- 10. 加野忠「一ドル三六〇円相場決定の政治経済学」『横浜商科大学紀要』 8号、2002年、1~2頁。
- 11. 三和良一「経済政策史のケース・スタディ――ドッジ・ライン――」 『青学経済論集』 55 (4)。 2004 年 3 月
- 12. National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems, Foreign Assets and Liabilities of the United States and Its Balance of International Transactions: A Report to the Senate Committee on Finance, 80th Congress, 1st Session, December 18, 1947.GPO. Washington DC.1948
- 13. Leo Panitch and Sam Gindin, *The Making of Global Capitalism:*Political Economy of American Empire, Verso, 2012
- 14. David M. Andrews ed. *Orderly Change: International Monetary Relations since Bretton Woods*, Cornell University Press,2008
- 15. Michael Schaller, *The American Occupation of Japan*, Oxford University Press,1985
- 16. Fred L. Block, *The Origins of International Economic Disorder: A Study of United States International Monetary Policy from World War* II *to the Present*, University of California Press, 1977

【付記】本論文は、平成23-26年度科学研究費補助金基盤研究(A)(課題番号23243026)「日米特殊関係による東アジア地域再編の政治経済史研究」の助成を受けた研究成果の一部である。

※本論文は『名古屋大学学術機関リポジトリ』(http://ir.nul.nagoya-u. ac.jp/jspui/) 内に電子版が掲載されており、閲覧・ダウンロードが可能である。